

78		国及び都道府県等の関係部局との連携を明記すべき	鳥獣保護の視点からの対応は国及び都道府県鳥獣行政部局によるものと考えます。
I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項			
I 第十一 関係主体の役割の明確化			
I 第十一-1 関係主体ごとの役割 (1) 国の役割			
79	1 関係主体ごとの役割 (1) 国の役割	紅葉する広葉樹林を増やしてください。	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきますが、食餌木の不適切な植栽が鳥獣の生息に影響を与えることからも適切に実施されるべきと考えます。
80	1 関係主体ごとの役割 (1) 国の役割	国の役割のなかに、環境省の出先である地方環境事務所の役割を明確に記述すべきである。例えば、国の役割で、広域管理についての記述のなかで、「都道府県間の連携が円滑になるよう、地方環境事務所を通じて、支援を行う」とすべきである。(計2件)	国の中には地方環境事務所も含まれています。また、広域的な保護管理については、I 第三-1 (1) ③に關係省庁として記述しており、ここでは地方事務所を含むものと考えられています。
II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項			
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項			
II 第三-1 鳥獣の人工増殖 (1) 希少鳥獣等			
81	1 鳥獣の人工増殖 (1) 希少鳥獣等	「～必要に応じて、人工増殖に努めるものとする。」→「～必要に応じて、人工増殖を行うことができる。」変更を希望します。	特に個体数が少なく保護を図る必要があるものについては努める必要があると考えます。
II 第三-1 鳥獣の人工増殖 (2) 狩猟鳥獣			
82	1 鳥獣の人工増殖 (2) 狩猟鳥獣等	「人工増殖についての技術等を人工増殖業者等に指導するものとする」は技術は行政に携わっている県職員よりも、業者のほうがはるかに優れている。(計2件)	ご指摘のような状況もあると考えますので、行政関係者と事業者等の連携・協力が必要と考えます。
II 第三-2 放鳥獣等 (1) 狩猟鳥獣			
83	2 放鳥獣等 (1) 狩猟鳥獣	ヤマドリ、キジ等の放鳥事業は、中止すべきである。	放鳥個体の定着率が低い場合によっては事業の見直しを行うこと、また、効果を高めるための取組を行うことについて記述しています。

84	2 放鳥獣等 (1) 狩猟鳥獣	2) 放鳥の取扱い ア 放鳥する鳥類の種類及び数量 「おおむね5年後」は人工増殖の計画から中長期（10年後）の見通しが必要である。	鳥獣保護事業計画の計画期間を踏まえたものですが、必要に応じて中長期的に検討することと必要と考えます。
85	2 放鳥獣等 (1) 狩猟鳥獣	放鳥の科学的な効果が定かでない放鳥事業は廃止し、約4億円の予算を野生動物保護管理のための人材養成など有効な利用をすべきである。	ご指摘の趣旨については、放鳥後の追跡調査に基づき事業の見直し等の適切な放鳥事業の推進に向けて新たな記述を加えています。
II 第三一2 放鳥獣等 (2) 希少鳥獣等			
86	2 放鳥獣等 (2) 希少鳥獣等	希少鳥獣の再導入については、野生動物医学会が公表している日本産野生動物における再導入ガイドライン（案）をもとに再整理した記述とすべき。	ご意見を踏まえて、II 第三一2 (2) の第一段落を以下のように修正します。 (原文)・・・特に個体数が少なく保護を図る必要のあるものについては、生活環境及び安全性の確保、放鳥獣に伴う農林水産業及び生態系への影響、地域個体群への遺伝的攪乱等を検討しつつ、必要に応じて放鳥獣の実施に努めるものとす。 (修正)・・・特に野生下での個体数の回復を図る必要性が高いものについては、以下の点について十分検討した上で再導入を行うものとする。 ① 再導入に伴う生活環境、農林水産業及び生態系への影響 ② 地域個体群への遺伝的攪乱 ③ 生息環境の保全 ④ 再導入個体の感染症対策 ⑤ 地域社会の参加 ⑥ 順応的管理のための体制
II 第三一2 放鳥獣等 (3) 外来鳥獣等			
87	2 放鳥獣等 (3) 外来鳥獣等	外来鳥獣の輸入禁止を徹底、またすでに野に放たれた種をいたずらに根絶しない。 (計7件)	外来鳥獣の輸入規制については、外来生物法においては適切に行われていたと考えます。また、野外にいる個体については被害等の程度を踏まえて適切に判断されるべきものと考えます。

II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項
 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

II 第四一 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (1) 許可しない場合の基本的考え方

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (1) 許可しない場合の基本的考え方 88	捕獲後鳥獣の扱い方が虐待に当たらない場合、捕獲された鳥獣が商業利用に十分な試みがない場合、捕獲された鳥獣が商業利用されない場合には捕獲許可をすべきでない。	捕獲後の処置については、捕獲許可申請に記述することとされています。
1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (2) 許可する場合の基本的考え方 89	「鳥獣は本来自然のままに保護すべきである」という理念にもとらぬのみならず、捕獲又は採取は「鳥獣の愛がなん飼養は、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるもので、飼養のための捕獲又は採取の規制の強化に努めるものとする。」に修正する。(計17件)	これまでの審議会での答申等を踏まえて、法改正を含め飼養のための捕獲又は採取の規制の強化等、愛がん飼養の適正化に努めているところであり、原文通りが適当と考えます。
1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (2) 許可する場合の基本的考え方 90	「4) 愛がんのための飼養の目的」の標題とその記述の「個人が自らの慰養のために飼養する目的で捕獲する場合」を削る。	愛がんのための飼養の目的の内容について記述したものであり、原文通りが適当と考えます。
1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (2) 許可する場合の基本的考え方 91	鳥類の捕獲時の怪我や死亡数を集計し、原因を究明、検討して、犠牲数を最小限にする必要があることを踏まえ、「調査での犠牲数を最小限にする努力をす」という一文を追加すべき。(計13件)	捕獲数については目的に応じた必要最小限の捕獲数としてしています。

II 第四一 1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可基準の設定 (3) わなの使用に当たっての許可基準

<p>92</p> <p>1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (3) わなの使用に当たっての許可基準</p>	<p>日本国内において、とらばさみの製造・販売・所持・使用を全面禁止すべきです。 (計32件)</p>	<p>的確な審査のもとで行われる鳥獣の捕獲においては使用の必要性があると考えます。</p>
<p>93</p> <p>1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (3) わなの使用に当たっての許可基準</p>	<p>くくりわなの輪の直径を12センチメートル以内を原則とするとあるが、くくりわなの使用する捕獲狩猟鳥獣で、イノシシでは成獣は12センチメートル以上の足長があり直径での規制は12センチメートル以内は不適当。</p>	<p>ツキノワグマの生息状況や捕獲時期等については問題がないことから、ご意見の趣旨を踏まえてII 第四一 1 (3) について以下の通り修正します。 (原文) わなの使用した捕獲許可申請にあつては、以下の基準を満たすものとす。 (修正) わなの使用した捕獲許可申請にあつては、以下の基準を満たすものとす。ただし、①(1)のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期及びクマ類の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合は、以下にできないものとする。 また、II 第四一 1 (3) ②について、以下の通り修正します。 (原文) ②くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、②くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、①(1)の規制に</p>
<p>94</p> <p>1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (3) わなの使用に当たっての許可基準</p>	<p>インターネット通販を含むわなの販売店に対し、購入者の狩猟免許及び捕獲許可証の確認の徹底を求めめる。 (計2件)</p>	<p>ホームセンター等については、ご指摘の趣旨については既に文書で依頼しているところですが、インターネット通販については今後の検討課題であると考えます。</p>

95	<p>1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (3) わなの使用に当たっての許可基準</p>	<p>(②について) 捕獲の方法は、狩猟においても許可捕獲においても変わりはない。それにもかかわらず許可捕獲の方は規制がゆるく方法に差異がある。一般にはその差異が理解されておらず、しばしば混同されている。許可捕獲も狩猟の規制と同等の扱いをすべきである。 (計19件)</p>	<p>有害鳥獣捕獲等においては、その必要性に応じて捕獲方法を個別に審査し、許可する必要があると考えます。</p>
96	<p>1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (3) わなの使用に当たっての許可基準</p>	<p>(③について) 「筒型(ドラム缶式)のはこわなにに限るものとする」と修正するべきである。 (計18件)</p>	<p>はこわなには筒型(ドラム缶式)も含まれますが、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
97	<p>1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (3) わなの使用に当たっての許可基準</p>	<p>くくりわなをとらばさみは危険で無差別殺戮の危険が高いため、使用全面禁止にすべきであり、加えてアライグマ用のとらばさみであるエッグトラップも使用禁止にすべきである。 (計24件)</p>	<p>とらばさみについては、有害鳥獣捕獲等で適切に使用されるものは必要と考えます。エッグトラップについてはその課題等については必要と考えます。</p>
<p>II 第四一 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (4) 許可に当たっての条件の考え方</p>			
98	<p>1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (4) 許可に当たっての条件の考え方</p>	<p>わなの設置個数は一日に見回りでできる数を事前に申請させ、設置個数については上限を設けることを求める。 (計2件)</p>	<p>地域の状況に応じて対応すべきと考えられることから、必要に応じてわなの設置個数について条件を付すことについて記述しています。</p>

99	<p>1 鳥獣の捕獲等又は鳥取等の野鳥の採取等に係る許可基準の設定(4)許可に当たっての条件の考え方</p>	<p>「有効期間内に目的とする捕獲数に達した場合は、速やかにわなを撤去すること、また期間を延長する場合は、その都度わなの見直しを付可能な回数(計19件)と「」内を加え、修文する。</p>	<p>許可された捕獲数以上を捕獲することはできません。また、捕獲許可に期間延長の制度は適当ではないので新たに許可を得る必要がありません。従って、条件として付すことと適当な数量及び見回りについでに条件に含まれるものと考えます。</p>
----	--	---	--